

おかやま旅応援割（宿泊旅行）募集要項
（宿泊施設様）

（１）登録条件

以下の①から⑧のすべてを満たす宿泊施設

- ① 岡山県内に所在し、旅館業法第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた者が宿泊業者を営む施設又は住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項の届出により住宅宿泊事業を営む施設であること。ただし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条第 6 項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る施設ではないこと。
- ② 岡山県暴力団排除条例を遵守していること。
- ③ その他関係法令や公序良俗に反しないこと。
- ④ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び日本旅館協会、全日本シティホテル連盟が策定した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を参考に、施設の実情に合わせた感染拡大防止策を講じていること。
- ⑤ 緊急の場合に宿泊者が受診するための医療機関の把握をしていること。
- ⑥ 旅館業法第 6 条又は住宅宿泊事業法案 8 条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- ⑦ チェックイン時に、宿泊者に対し必要書類の提出を求めること。また、岡山県及び隣接県・地域ブロック在住者であることを証明できるもの（免許証、健康保険証、3 ヶ月以内の公共料金の領収証等）及びワクチン接種証明（3 回目）又は検査結果の陰性の提示を求め、割引利用条件を満たしていることを確認するとともに、定められた枚数の観光クーポン券の発行を実施できること。
- ⑧ 指定の方法にて本割引の利用状況を報告すること。（利用状況は月次報告とし、申請書及び宿泊明細書等の必要書類の送付が必要になります。
※詳細は別途取り扱いマニュアルにてお知らせします。
※旅行会社で精算済みの割引適用の場合は、報告は不要です。）

（２）登録に当たっての留意事項

- ① 本割引では宿泊施設側に、割引額分の立替及び精算の業務が発生します。
- ② 上記（１）に反する場合、登録を取り消すことがあります。また、万一、虚偽の申請等、悪質な事例が発生した場合は、法的措置を執らせていただく場合があります。